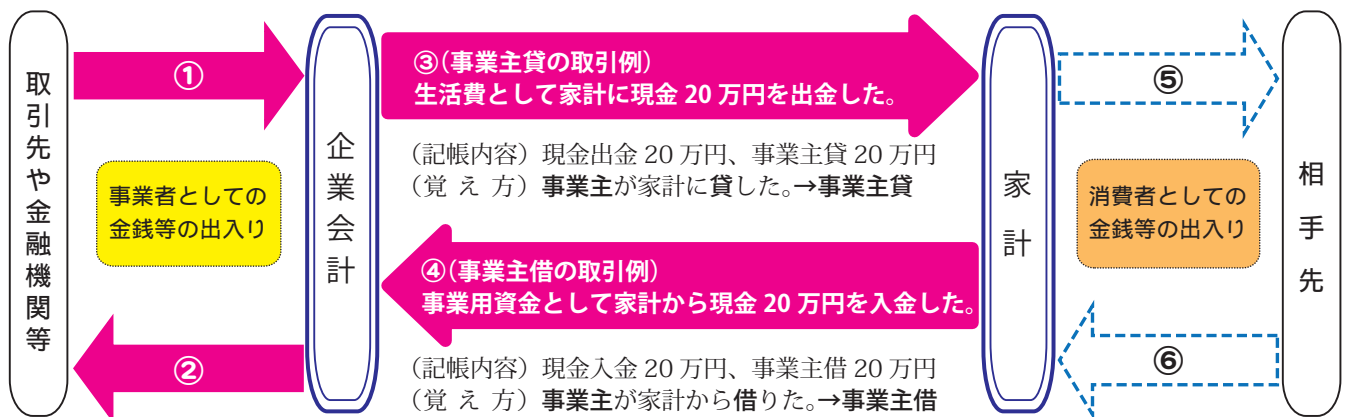


会計ソフトをお使いの方も
家計簿で記帳されている方も

青色申告者の記帳のきほん～企業会計と家計の区分～

(「平成31年版青色申告会員必携」より)

青色申告者の記帳の基本は、**企業会計(店)**と**家計(奥)**の**明確な区分**です。
企業会計と家計が混在しては、事業の損益と財産の状態を正しく計算することができません。
そのため、事業用の預貯金口座(たとえば口座名義「青色商店 代表 青色太郎」)など、**預貯金や現金を事業用と家計用とに分けます**。これにより、家計用の預貯金や現金の動きは記帳せずに済み、記帳が簡単になります。事業から家計、あるいは家計から事業に現金等の動きがあった場合は、前者は**事業主貸勘定**、後者は**事業主借勘定**を使って記帳します。



(注) → ①～④は事業者が記帳する取引。⇄ ⑤～⑥は記帳しません。

現金は毎日、預貯金は定期的に、帳簿残高と手もとにある実際残高(預貯金は金融機関の発行する通帳残高)を突き合せ、もし金額が一致しない場合は、記帳のモレや誤りの原因を明らかにして記帳します。

詳しくは税理士無料個別相談会をご利用下さい。